

平成 19 年 6 月 29 日

各関係機関の代表者 殿

国立大学法人お茶の水女子大学
理事・総務機構長 柴 田 文 明

国立大学法人お茶の水女子大学職員に対する
兼業等回答文書の省略等について（通知）

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より本学の兼業等手続きに関してご協力いただきありがとうございます。

さて、本学教職員の兼業等に関しては、これまでは学長名により「差し支えの有無」の回答文書を送付しておりましたが、このたび事務の効率化・簡素化のための見直しにより、平成 19 年 7 月 1 日以降は、差し支えない場合は、原則、回答文書を省略いたしますので、ご理解ご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、依頼者側において事務処理上回答文書を必要とする場合は、依頼文書とともに宛先明記の返信用封筒を同封願います。

最後に、事前に大学の許可を得ることなく、本学職員が兼業等に従事することはできませんので、くれぐれも遺漏のないよう、重ねてお願い申し上げます。

【本件連絡先】

国立大学法人お茶の水女子大学

〒112-8610 東京都文京区大塚 2-1-1

- 本学職員に対する非常勤講師、委員等委嘱に関すること
人事労務チーム人事係 電話 03-5978-5109
- 本学職員への講師派遣、講演依頼等に関すること
人事労務チーム職員係 電話 03-5978-5111

FAX 03-5978-5561（共通）